

「(仮称) 仙台市教育プラン」の策定について

1 策定の趣旨

本市では、教育の振興に関する施策の大綱及び第2期教育振興基本計画を基に、「人がまちをつくり、まちが人を育む『学びのまち・仙台』」の実現のため、教育施策を進めてきたところであるが、令和2年度末には教育大綱、令和3年度末には教育振興基本計画がその計画期間を終える。

この間、より複雑化する教育課題に対応していくためには、福祉や地域政策などとの連携が一層重要となっている。また、令和2年度は、本市のまちづくりの指針となる新たな総合計画の策定を予定しており、教育施策についても、全市的な方向性と整合を図りつつ、見直しを図る必要が生じている。

このため、教育大綱と教育振興基本計画について、令和3年3月を目途に一体的に見直しを行い、教育施策の新たな指針となる「(仮称) 仙台市教育プラン」を策定する。

現計画		(仮称) 仙台市教育プラン
教育大綱	・平成27年12月策定。計画期間は令和3年3月末まで。	・令和3年3月策定。 (教育振興基本計画は計画期間を1年前倒し)
教育振興基本計画	・平成29年1月策定。計画期間は令和4年3月末まで。	

2 プランの位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「教育の振興に関する施策の大綱」及び、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として位置付ける。

3 プランの策定方法

「(仮称) 仙台市教育プラン検討委員会」に計画案の検討を依頼するとともに、総合教育会議における協議・調整を踏まえて策定する。